～S36.3.31	旧法期間（S36.4.1～S61.3.31）	新法期間（S61.4.1～）
1号・旧国年の被保険者期間		
	任意加入できるのに任意加入しなかった20歳以上60歳未満の期間（妻・学生）	任意加入できるのに任意加入しなかった20歳以上60歳未満の期間（～H3.31の学生納付特例）
	任意加入したにもかかわらず、保険料を納付しなかった期間	任意加入したにもかかわらず、保険料を納付しなかった20歳以上60歳未満の期間（～H3.31の学生納付特例）
	任意脱退の承認を受けて被保険者とならなかった期間	任意脱退の承認を受けて被保険者とならなかった期間
2号・旧厚年・旧船員の被保険者期間、旧共済の組合員期間		
厚年・船員の被保険者期間（S36.4.1以後に公的年金の加入期間がある者で、S36.4.1以後の被保険者期間と合わせた期間が1年以上であるもの）	＜厚年・船員の被保険者・共済の組合員期間のうち次の期間＞ 20歳未満及び60歳以後の期間	20歳未満及び60歳以後の期間
厚年の被保険者期間（S36.4.1～S61.3.31までの間に通算対象期間はないが、S61.4.1以後に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するに至ったもの）	＜厚年・船員の被保険期間のうち次の期間＞ 脱退手当金の計算基礎となった期間（S61.4.1までに脱退手当金を受けた者が、新法後～65歳前日までに保険料納付済期間又は保険料免除期間を有することとなった場合に限る）	
共済の組合員期間（S36.4.1をはさんで引き続き共済年金に加入していた場合で、その期間が1年以上であるもの）	＜共済の組合員期間のうち次の期間＞ 退職年金又は減額退職年金の計算基礎となった期間（S61.3.31において退職年金の受給権を有する者で、S6.4.2以後に生まれたものに限る）	
	＜共済の組合員期間のうち次の期間＞ 退職一時金（政令で定めるものに限る）の計算基礎となった期間	
国籍取得等		
	日本国内に住所を有さず、日本国籍を有してた期間（20歳以上60歳未満の期間に限る）	
	旧法期間（～S55.3.31（国庫サミット）） 国会議員だった期間（60歳未満の期間に限る）	
	旧法期間（～S56.12.31（ゴールイン夫妻）） S36.5.1（住むなら来い）以後に日本国籍を取得した者で日本国内に住所を有していた期間（20歳翌日～65歳前日までに日本国籍を取得した者であって、20歳以上60歳未満の期間に限る）	
	旧法期間（S36.4.1～国籍取得前日まで） S36.5.1（住むなら来い）以後に日本国籍を取得した者が日本国内に住所を有しなかった期間（20歳翌日～65歳前日までに日本国籍を取得した者であって、20歳以上60歳未満の期間に限る）	

SAMPLE